

2017年6月5日

由布市議会

議長 溝口 泰章 様

請求人 由布市湯布院町川上3105-2

谷 千鶴 ㊞

由布市挟間町古野1046-70

武内 良高 ㊞

湯布院病院の温泉流水プールを、
市民の健康増進・スポーツ施設として、オープンさせましょう。

【陳情の趣旨】

湯布院病院の『げんき』事業(温泉流水プールと体育館)が閉鎖されました。プールに通っていた知り合いに話では、90歳くらいの方が2人も湯平から通っていたとか。外来の利用者の皆さんは、仕方なく、温泉館や市外の普通のプールに行くと言っているそうです。以前から、一市民として「団体契約して市民の健康づくり」を提案していたので、残念です。

温泉流水プールは、活かし方しだいで、市民の健康にも、クアオルト構想にも、重要な資源になります。つまり、市の財政に大きく貢献します。昨年、厚労省と内閣府が、医療費の抑制と健康増進で成果を出した自治体に交付金を多く配分する施策を始めました。成果や達成状況がどのくらい変わると、交付金がどのくらい変わるのか、市長に質問中です。

「インフラ整備の投資効果は 1.1 倍しかないけど、幼児教育保育の無償化は約10倍」だそうで、新しい形での温泉流水プール再開は、それに匹敵する成果を生むでしょう。

若者や働き盛りの中高年にとって、1年を通じてスポーツジム代わりにプールに行けると、メタボ・成人病の予防と体力づくり・リフレッシュとが同時にできます。子どものかくれ肥満やぜんそくにも効果的。健康立市宣言をした由布市にふさわしい事業だと思えます。

一年中、誰もが使える温泉流水プールとして再開できますよう、議会の皆さんの賛同と市長への働きかけをお願いしたく、陳情します。

【趣旨の説明】

以下は、温泉館の運営委員も務めておられる岩男先生にお聞きしたことです。全くそのとおりだと思います。

「後藤先生や森山保健師の調査で、水中運動の医療・介護への効果は立証済み」

「湯布院町の時から、『(温泉館は狭くて浅い)(水中運動の効果を得られる人を増やすために)もっと深くてまっすぐのを、隣に作ってくれ』と言ってきた」

「湯布院病院と連携できれば、流水プールは、確かに安い買い物」

「必要と思う市民が少しずつ出し合っても、復活させたい」

「もっと利用者を増やして、利用料を稼がないと」

市も、市民も、湯布院病院だけでなく他の医療機関も、みんなでワイワイガヤガヤ話し合ってもっと大きな効果を生む方法で『投資』して、プールを再開させましょう。

子どもからお年寄りまで、温泉館、温泉流水プール、春夏のB&Gプールを、体力などに合

わけて日常に利用することで、市民の体と心の健康がアップし、市の医療・介護の財政負担はダウンします。

温泉館は、利用者が増えているけど赤字も増えているようで、残念です。そういえば、湯布院町の時は、一帯を福祉ゾーンにする計画でした。温泉館のロビーやホール、茶室、湯布院社協を使って、こども食堂(県社協HPに手引き掲載あり)や学習支援、読書室、介護保険を使わないデイサービス、喫茶、食堂など、いろんな企画・運営に地域住民が主体的に参加しましょう。集積は活気を生みます。住民自治基本条例の実践です。

送迎型やフリー乗降のユーバスに加えて、由布院駅前からこの福祉ゾーン・プール・病院・銀行・スーパーなどを巡回する100円ユーバスがあれば、「ついで」の用事もできるので、お出かけ意欲を誘います。挾間・庄内・市外からJRで来る人も便利です。

寄付を兼ねた利用券販売、ふるさと納税(返礼は利用券)、市民公募債など、とっかかりの投資のお金を捻出する方法は、いくらでも考えられます。

市長に質問したきっかけの記事(1年くらい前)は、こんな内容です。

「厚労省は医療費の抑制につなげるため、健康増進などで成果を出した自治体に交付金を配分する」

「内閣府地方創生推進室が『地方創生加速化交付金』を始めた。具体的には、メタボリックシンドロームの減少率、糖尿病などの重症化予防対策、後発医薬品の使用割合などの指標を定め、達成状況に応じて交付金を配分する」

今年、環境省が「湯治プラン」モデル地域を公募します(3年事業)。湯布院病院で集中リハビリや温泉館で水中運動をしながら、観光やテレワーク出張ができる中長期滞在プランを、地元の旅館や農家民泊と組んで開発してはどうでしょうか？湯平温泉・塚原温泉は、湯治そのもの。貸間や泥よこいを復活。フットパスツアー、土いじり、サイクリングなど、田舎暮らし体験も提案。

流水プールや温泉館は、厚労省の健康増進施設認定制度に乗れないでしょうか？温泉利用型健康増進施設に認定されれば、利用料だけでなく交通費も所得税の医療費控除が使えます。

《参考 厚労省HPのリンク先 (財)日本健康開発財団HPより》

温泉利用型健康増進施設とは、厚生労働省が定める一定の基準を満たし、温泉を利用した健康づくりを図ることができる施設のことをいいます。平成28年7月1日現在で20施設あります。

認定施設を利用して温泉療養を行い、かつ要件を満たしている場合には、施設の利用料金、施設までの往復交通費について、所得税の医療費控除を受けることができます。